

東弁2025人権第743号
2026（令和8）年3月18日

警視庁渋谷警察署

署長 田中 勇 殿

東京弁護士会

会長 鈴木 善 和

勸告書

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴署に対し、下記のとおり勸告いたします。

記

第一 勸告の趣旨

貴署は、申立人が貴署に在監していた際、申立人に対して、以下の処遇を行った。

- 1 申立人は、貴署に移管された際、郵便局発行のハガキを所持していたが、貴署は当該ハガキの所持を認めず貴署において保管していた。申立人は、平成30年2月10日、弁護人に発信するために、貴署職員に当該ハガキの交付を求めたところ、貴署職員はハガキの使用を認めていないことを理由に当該ハガキの交付を拒み発信を制限した。
- 2 申立人は貴署に在監していた際、自弁物品である、石鹸箱、歯ブラシ、チューブ入り歯磨き粉、ボディークリーム、綿棒、タオル地のハンカチ、家族写真の使用許可を求めたが、貴署職員は、これらの物品の使用を許可しなかった。
- 3 申立人は貴署に在監していた際、自弁物品であるお守りを所持しこれを

使用してお祈りをする事の許可を求めたが、貴署職員は当該お守りの所持を認めず、申立人のお祈りを制限した。

上記処遇1は、申立人の弁護人との接見交通権を侵害するものである。上記処遇2は、申立人の財産権行使の自由（憲法第29条第1項）を侵害するものである。上記処遇3は、申立人の宗教的行為の自由（憲法第20条第1項）を侵害するものである。

今後は在監者が自弁のハガキでの弁護人への発信を求めた場合にはこれを許可し、また、在監者が自弁の物品の使用又は摂取の申出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上明らかな支障がない限りこれを許可し、さらに在監者の信仰の自由に配慮し、宗教的行為に使用のお守り等の材質・形状等から判断して特段の問題がない限りその使用を許可し、お祈りをする事を認めるよう、勧告するものである。

第二 勧告の理由

一 認定した事実

申立人から提出された資料、照会に対する申立人及び貴署からの回答により、次の事実を認定できる。

1 申立人の貴署における在監期間

平成30年2月8日から同年4月10日までである。

2 信書の発信制限

申立人は、平成30年2月10日、貴署に預けていた自弁の郵便局発行のハガキを使用して発信するために、貴署留置担当職員に対して、当該ハガキの交付を求めた。これに対して、貴署留置担当職員は、申立人に対して当該ハガキを交付しなかった。

申立人は、平成30年2月11日、申立人の弁護人であるM弁護士（栃木県B市●●●－●－●）に封書で手紙を送った。

申立人が平成30年2月10日、貴署に預けていた自弁のハガキの交付を求めた理由は、当該ハガキを使用してM弁護士に連絡を取るためであった。

3 自弁物品の使用制限

申立人は、申立人が貴署に移管される前の別の警察署で使用を許されていた自弁物品(①石鹸箱 ②歯ブラシ ③チューブ入り歯磨き粉 ④ボディークリーム ⑤綿棒 ⑥タオル地の小さいハンカチ ⑦家族写真)の使用許可を求めたが、貴署職員はこれら物品の使用を認めなかった。

上記自弁物品の材質及び形状は次のとおりである。

	自弁物品の材質・形状
①	縦7.5センチ、横10センチ、高さ4センチ プラスチック製
②	縦17センチ、GUMのメーカー、プラスチック製
③	歯磨き粉、クリアクリン、キャップ付きチューブ、プラスチック製
④	ボディークリーム、ビオレのプラスチックボトル
⑤	天然コットン100%、天然パルプ軸
⑥	縦23.5センチ、横23.5センチ、厚さ2ミリ、綿製。
⑦	被写体は妻、妻の父、申立人、飼い猫、写真立ては無し。

4 宗教的行為の自由に対する侵害

申立人が貴署に移管されてきた際、申立人はお守りを所持していた。

申立人が所持していたお守りの数は、1個である。

当該お守りには、8センチから10センチの長さの紐が付いている。

貴署は、申立人にお守りを所持することを禁止した。

二 権利侵害性

1 信書の発信制限

- (1) 申立人は、貴署に移管される前に、別の警察署内において指定業者から郵便局発行のハガキを購入していたが、この自弁のハガキを使用し弁護人に発信するために、貴署に当該ハガキの交付を求めたところ、貴署にハガキの使用を拒まれ発信を制限されている。このような貴署の行為は、申立人

の弁護士選任権・接見交通権を侵害しないか問題となる。

- (2) 貴署は、当委員会からの照会に対して、被収容者が信書を発信する場合、管理運営上、信書は便箋としており、物品の荷用性に鑑み、信書は便箋にしていると回答している。そこで当委員会は信書を発信する場合、便箋を使用しなければならない法的根拠と、「物品の荷用性」の意味をさらに照会したが、貴署からは、法的根拠は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」である、「物品の荷用性」とは「個人情報保護という意味」であるとの回答があった。さらに、貴署に対して、法的根拠の根拠条文と運用通達の有無を照会したが、「管理権に基づいて適切に判断しております。」との回答のみであり、照会に対する明確な回答はなかった。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）及び同規則を確認したが、明文をもって信書は便箋とする旨の規定は確認できなかった。

また、個人情報保護の観点からハガキが問題になり得るとしても、通信手段としてハガキを使用するか封書を使用するかは発信する者の自由であって、個人情報保護の名において他者（貴署）が規制すべき事柄ではない。

- (3) 申立人が平成30年2月10日、貴署に預けていた自弁の郵便局発行のハガキを交付するよう求めた理由は、当該ハガキを使用してM弁護士に連絡を取るためであった。申立人は栃木県B市の事件については、既に起訴され被告人の地位にあった。M弁護士はB市の弁護士であり、申立人と接見するために頻繁に貴署を訪れることができるわけではない。接見禁止の決定があり、かつ貴署に勾留されている申立人にとって、弁護人のM弁護士に連絡を取る手段としては、信書の発信は不可欠である。そして、信書を便箋に限るという法的根拠はないというべきであり、申立人が求めた自弁のハガキの交付を拒否した貴署職員の対応は違法というべきである。被告人にとって自らの刑事事件の防御のためには、法律及び刑事裁判についての専門家である弁護士によるサポートが不可欠である。このような、被告

人の弁護人との接見交通権の重大性に鑑みると、被告人は弁護人と速やかに連絡できる必要がある。そうであるならば、申立人対して自弁のハガキを交付するのを拒否した貴署職員の対応は、申立人の弁護人との接見交通権を侵害するものである。

2 自弁物品の使用制限

- (1) 申立人は貴署に移管される前、別の警察署で使用を許されていた自弁物品の使用を貴署で禁止されている。貴署のかかる行為は、申立人の財産権行使の自由（憲法第29条第1項）を侵害しないかが問題となる。

この点、刑事収容施設法第187条は、留置業務管理者は、被留置者が、
i 衣類 ii 食料品及び飲料 iii 嗜好品 iv 日用品、文房具その他の留置施設における日常生活に用いる物品について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申し出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、これを許すものとする旨を定めている。したがって、貴署において、被留置者による自弁物品の使用の制限につき、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の観点から、一定の裁量権が認められるが、その場合であっても、裁量権の逸脱、濫用がある場合には、かかる制限は違法となると言うべきである。

- (2) 貴署は、申立人の自弁物品の使用を認めなかった理由として、管理運営上の必要な制限のためと述べるのみで、当委員会からの個々の物品の使用によってどのような支障が生じるかの照会については、今後の管理運営上に支障をきたすことを理由に回答を拒否した。

- (3) 上記自弁物品のうち①、②、③、④、⑤、⑥については、認定した事実によれば、これらの物品の材質、形状からいって、自傷、自殺、他害に使用する危険性は相対的に低いと言うべきである。

したがってこれらの物品の使用を制限した相手方の行為は、裁量権を逸脱または濫用するものであり、違法というべきである。

次に、⑦についてであるが、写真の内容によっては管理運営上支障を生ず

るおそれがある。もっとも、⑦の写真は、申立人の家族の写真であった。家族の写真を見ることで留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれは通常ありえない。したがって、当該写真の閲覧を禁止した相手方の行為は、裁量権を逸脱、濫用するものであり、違法である。

(4) 以上より、申立人はかかる使用制限により、財産権行使の自由を制限されており、申立人の人権を侵害する。

3 宗教的行為の自由に対する侵害

(1) 申立人には信仰があり、お守りを所持している。申立人によれば申立人は貴署に移管される前の警察署では、お守りを所持することを認められていた。貴署は、申立人がお守りを所持することを禁止しており、かかる禁止行為が申立人の宗教的行為の自由（憲法第20条第1項）を侵害しないかが問題となる。

(2) 宗教とは、超自然的、超人間的本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為をいう。お守りは、神仏などの超自然的存在を確信し、自分自身や家族などの身体・財産の安全、心の平穏を祈願するために所持するものである。そして、申立人は、お祈りの仕方は、座ってお守りを前に置いて、手を合わせるという方法で行っているということであり、かかる行為は宗教的行為として、憲法第20条第1項によって保障されているというべきである。

もっとも、宗教的行為の自由といっても絶対無制約な権利ではなく、法律の執行上合理的であり、侵害性が少ない制限態様であるならばやむを得ないと解される余地はあるが、宗教的行為の自由が個人の信仰の自由にかかわるものである以上、その制約は必要最小限でなければならない。

(3) 貴署は、お守り所持の禁止の理由を管理運営上の必要な制限のためとする。確かにお守りには紐が付いている場合があり、その場合にはお守りを利用しての自傷、自殺、他害などを防止する必要性がある。

本件お守りには、8センチから10センチの紐がついている。しかも申立人のお守りは1つであることにつき、申立人、相手方双方に争いもない。そ

うだとするならば、8センチから10センチの長さの紐で自傷、自殺、他害をするのは困難というべきである。

また、申立人は、座ってお守りを前において、手を合わせるだけというのであるから、就寝時間帯などに行うものでなければ、周りの被収容者に迷惑をかける心配はほとんど無いというべきである。

(4) 以上より、申立人がお守りでお祈りをする時間を設けてその時間だけお守りを所持させることは可能であり、お守りの所持自体を禁止するのは、必要最小限の制約とはいえない。よって、申立人がお守りを所持することを禁止した貴署の行為は、憲法が保障する申立人の宗教的行為の自由を侵害するものである。

4 結論

以上より第一勧告の趣旨に記載のとおり、貴署に対して勧告をする次第である。

以 上